

民事系第1問

設問1

1 請求1

(1) AはCに対し、甲の所有権(民法(以下略)206条)に基づく返還請求(202条1項及び200条1項)として同動産の引渡しを求めている。

Aは甲を元々所有しており、これは盗取された場合も同様である。Cは現在甲を占有している。

(2)ア これに対しCは、Dが代物弁済(482条)によって甲の所有権を取得しているため、Aは甲の所有権を喪失したと反論する。これは㊦の主張の根拠である。

しかしAは甲を盗取されたに過ぎず、Dの債務者Bは甲について無権利者である。代物弁済契約においては債務者が目的物の所有権を有していなければ所有権が債権者に移転しないところ、Bは甲の所有権を有しないため所有権はDに移転しない。

よって、Cの上記反論は認められない。

イ 次にCは、Dは甲の所有権を即時取得(192条)によって原始取得したため、Aは甲の所有権を喪失したと反論する。これは㊦の主張の根拠である。

DはBとの間の代物弁済契約という「取引行為」を行っている。

Aは、DはBのCに対する甲の占有の指示によって同動産の占有を取得しており、このような指図による占有移転(184条)に基づく甲の占有開始は192条に基づく「占有」に該当しないと反論する。これは、㊦の主張の根拠である。

しかし指図による占有移転では、指示の存在によって従前の占有状態に変化が生じている以上、「占有」に該当すると解すべきである。Dによる「占有」は

認められ、④の主張は認められない。

占有開始時の「善意」、「平穩」かつ「公然」は 186 条 1 項によって推定されるところ、この推定を覆す事情は存在しない。よって、「善意」、「平穩」かつ「公然」の要件はみたされる。

また、占有開始時の無過失の要件についても、188 条によって前主の無過失が推定され、占有の承継によって権利行使者の無過失が推定される。本件で前主 B は無過失であり、D が B から甲の占有を承継していること、推定を覆す事情が無いことから無過失の要件もみたされる。

よって、甲の即時取得が成立する。⑦の主張は認められる。

(3) もっとも、甲は令和 2 年 4 月 10 日に A が盗取された「盗品」であり現在は同年 10 月 15 日であることから、「盗難」から 2 年が経過していない。

よって、「被害者」A は C に対し 193 条に基づいて回復請求をすることができ。これは⑧の主張の根拠であり、主張は認められる。

(4) 以上より、請求 1 は認められる。

2 請求 2

(1) A は C に対し、不当利得(703 条)に基づいて令和 2 年 5 月 1 日以降の甲の使用料相当額の返還請求を行う。

(2) 193 条が適用される場合、即時取得の目的物の所有権は 2 年が経過するまで請求者にとどまると解すべきである。よって、甲は C との関係で「他人の財産」に該当する。

C は甲を使用貸借する(593 条)することによって同動産を使用するという「利益」を取得している一方、A は甲を所有者として使用、収益及び処分することができておらず「損失」が認められる。この「利益」と「損失」との間の因果

関係も認められる。

(3) 「法律上の原因なく」について、C は D との間で甲の使用貸借契約を締結しこれに基づいて C は甲を使用している以上要件をみたさないとも思える。

しかし、A との関係で C は甲を何らの権利無くして使用している以上、公平の理念から C の利益を正当化すべきではない。よって、C の「利益」に「法律上の原因」が認められない。

(4) よって、703 条の要件をみたし、請求 2 も認められる。

設問 2、小問(1)

1 (1) E の債務の内容は、契約①の内容や当事者の意思を考慮しつつ契約の解釈によって決定すべきである。

(2) 契約①は、令和 3 年 6 月から 10 月までの 5 ヶ月間、E が A の事務所において出張講座を開講して週に 4 回 A の従業員に対して授業を行い、これに対して A が月額報酬として 60 万円及び成功報酬を支払うものである。

この契約内容から、E は週に 4 回、出張講座を開講して授業を行う債務を負っているといえる。

(3) しかし、E は A の従業員を乙検定に合格させる債務までは負っていないと解すべきである。E による出張講座を受講することによって必ずしも授業因果乙検定に合格できるものではなく、合格が従業員の能力や意思に委ねられているためである。

2 (1) 契約①の法的性質は、準委任契約(656 条及び 643 条)である。

(2) 出張講座の開講及び授業の実施は「法律行為でない事務」であり、これを A は E に対して「委託」している。E はこれに「承諾」している。

設問 2、小問(2)

1 請求 3

(1)ア Eは契約①に基づき、令和3年8月分の報酬60万円の支払請求を行う。

イ 契約①においてAはEに対して月額80万円を支払う特約が存在する(648条1項及び2項本文)ところ、Eは令和3年8月に本件講座を開講して授業を実施している。よって、「委任事務を履行した」といえる。

(2) これに対しAは、契約①を令和3年8月31日に解除(540条1項)したため報酬請求権は遡及的に消滅した(545条1項本文)と反論する。

しかし、準委任契約の解除は将来効である(652条及び620条)であるから、契約①の解除によって既に発生している報酬請求権は消滅しない。Aの反論は認められない。

(3) 以上より、請求3は認められる。

2 請求 4

(1)ア EはAに対し、契約①の債務不履行に基づき120万円の損害賠償請求(415条1項本文)を行う。

イ 契約当事者は他方当事者の利益を侵害しない義務を信義則(1条2項)負っているところ、Aが契約①を解除したことによってEが令和3年9月及び10月に月額報酬を受ける期待権が侵害されている。

よって、受けるべき月額報酬120万円を416条1項の「損害」として賠償請求する。

(2) これに対しAは、事実9及び10の経緯があって契約①を解除したのであり、自己に免責事由(415条1項但書)が存在すると反論する。

この反論は認められる。

(3) よって、請求4は認められない。

設問 3、小問(1)

1 (1) F は、A の本件債務について消滅時効(166 条 1 項 1 号)を援用(145 条)して消滅させ、保証債務の付従性(448 条 1 項参照)によって自己の H に対する保証債務も消滅したとして 500 万円の支払を拒むことが考えられる。

(2)ア 166 条 1 項 1 号の「債権者が権利を行使できることを知った時」について、債務の弁済期が到来した時に通常債権者は債権が行使できることを認識するため、到来の時点时起算点とすべきである。

本件債務の弁済期は令和 10 年 4 月 1 日であり、同日が消滅時効の起算点となる。時効期間満了日の令和 15 年 4 月 1 日は既に経過しているから、時効期間の完成が認められる。

イ F は本件債務の連帯保証人であるから、時効の援用権者といえる(145 条括弧書)。よって、F は消滅時効を援用できそうである。

(3) しかし、本件では令和 10 年 6 月 20 日に本件債務の債務者 A が H に対して同債務の弁済の猶予を求めており、これは A の契約②に基づく貸金債権の承認(152 条 1 項)と評価される。そして、債務者による債務の承認の効果は保証人にも及ぶ(457 条 1 項)ため、F との関係でも本件債務の消滅時効の更新の効果が生じることになる。

よって、同日に消滅時効の更新が行われた結果、令和 15 年 5 月 11 日の時点で F は本件債務の消滅時効の時効期間が完成せず、時効を援用することができない。

2 H は A に対して丙の売買代金を払っていないことから、H はこの売買代金債権(555 条)を自働債権として、対当額について本件債務と相殺すること(505 条 1 項及び 506 条 1 項)を主張することができ、これを A に対抗することがで

きる(457条2項)。

よって、100万円の限度で支払を拒むことができるが、500万円全額については支払を拒むことができない。

3 なお、Fの連帯保証の対象は契約③に基づく本件債務のみであって丙の売買代金については何ら保証していない。よって、売買代金の請求については拒むことができる。

設問3、小問(2)

1 求償の可否

(1)ア FはAに知らせないまま本件債務を連帯保証しているため、462条1項及び459条の2第1項に基づいてAに対し求償請求を行う。

イ 求償請求は債務者が「利益を受けた限度において」認められるところ、Fが令和15年5月1日にHに対し300万円を支払ったことでHは本件債務を免除(519条)している。

したがって、Aは本件債務500万円の履行を免れるという利益を受けたといえ、FはAに対して求償できる。

(2) Gは本件債務を連帯保証しているから、465条1項に基づきFは求償できる。

2 求償額

(1) Aは本件債務全額の免除を受けているため、500万円を求償できる。

(2) FとGの本件債務の負担額は各250万円であるから、これを超える50万円を求償できる。

以上

民事系第1問

第1. 設問1

1 (1) ㊦の主張

請求1は、所有権に基づく甲引渡請求権である。請求2は、不当利得に基づく甲が返還されるまでの使用料相当額の支払請求権である（703条）。

Cは、令和2年5月1日、Bから甲を無償で借り受けた。この契約は、使用貸借契約である（593条）。

そして、Bは、Dに甲を譲渡した。そのため、Bの使用貸借契約上の貸主たる地位は、Dに移転した。したがって、CはDから甲を無償で借りていることになり、占有権原があるので、請求1は認められないとの主張である。

(2) 当否

契約上の地位の移転は、539条の2を満たす場合に認められる。Bは、Dに甲を譲渡した日に、Cに対して甲をDに譲渡したので、以後はDのために占有し、同年11月1日に甲をDに返却するよう指示した。Dは、これらを了承した。

同年11月1日は、BC間の使用貸借契約における甲の返却期限と同じである。したがって、CとDの関係は従来の使用貸借契約が継続したものといえる。

そのため、BはDに対して、貸主たる「契約上の地位を譲渡する旨の合意をした」といえる。

そして、契約の相手方であるCは、その譲渡を承諾した。

したがって、契約上の地位の移転が認められる。

よって、㊦におけるCの主張は妥当である。

2 (1) ㊩の主張

Bは、甲を拾ったにすぎず、所有権を即時取得しない（192条）。そのため、Bは甲に対して無権利者である。そこで、Dは、自身が甲を即時取得したと主張する。しかし、Dは、甲の占有を指図による移転を受けたにすぎず、即時取得は成立しないとの主張である。

(2) 当否

Bは、Dに甲を譲渡した日に、Cに対して甲をDに譲渡したので、以後は第三者Dのために占有し、同年11月1日に甲をDに返却するよう指示した。これをDが承諾したため、Dは指図による占有の移転により甲の占有を取得する（184条）。

即時取得の成立には、①「取引行為」、②①に基づく占有の移転が必要である。

②は、指図による占有の移転でも認められるか。この点、現実には占有が移転することを要するとして、指図による占有の移転では即時取得は認められないとの考えがある。

しかし、即時取得は、占有の移転を保護する制度趣旨であるところ、指図による占有の移転は、第三者が関与する点で客観的に占有が保護されるべき状態になったといえる。したがって、指図による占有の移転も保護に値するため、即時取得は成立すると解する。

よって、A の④の主張は認められない。

3 (1) ㉔の主張

D が、甲を即時取得したとしても、A は、193 条に基づいて甲の返還を請求できる。そして、193 条が認められる 2 年間は、A が甲の所有権を有する。そうすると、D は所有権を失い、使用貸借契約の貸主たる地位も基礎づけられないことになる。したがって、C が使用貸借契約により甲の占有する権原も有しないとの主張である。

(2) 当否

A は、令和 2 年 4 月 10 日、甲を盗まれた。B は、甲が空き家に放置されているのを見つけ、持ち帰った。したがって、甲は「盗品又は遺失物」である (193 条)。

B が請求 1・請求 2 をしたのは、同年 10 月 15 日であり、「盗難又は遺失の時から二年間」である。

ここで、「盗難又は遺失の時から二年間」は、回復請求権者に所有権がなお存在するといふべきである。真の所有権者の所有権を尊重すべきだからである。

したがって、㉔の主張は妥当である。

4. 請求の可否

上述のとおり、D は、甲を即時取得する。もっとも、2 年間は A が甲の所有権を有する。したがって、請求 1 は認められる。

また、A に甲の所有権が認められる以上、C の占有は法律上の原因がないものであり、請求 2 も認められる。

第 2. 設問 2 (1)

1. 契約①は、委任契約 (643 条) か請負契約 (632 条) だと考えられる。

契約解釈は、当事者の合理的意思を探求し、社会通念も併せて判断する。

2. 委任は、委任者の指示に従い、委任の本旨に従って、善管注意義務を負う (644 条)。

そのため、委任契約は、受任者には事務の裁量がないことが原則となる。

一方、請負契約は、仕事の完成を目的とする契約である。請負人には、事務に関する裁量が認められる。

3. 契約①は、E が、5 か月間、A の事務所にて出張講座を開設し、週 4 日授業を行うことを仕事とする契約である。そして、その対価として、A が月額報酬 60 万円、及び同年の乙検定の合格者数に応じた成功報酬を支払うものである。

A は、合格実績の高い E に対して、授業を依頼しているのであるから、授業内容等に関しては、E に任せる趣旨であると考えられる。

したがって、契約①は、依頼を受けた E に事務に関する裁量を認める趣旨であると考えられる。

よって、契約①は、請負契約であると法性決定される。そのため、E の債務は、仕事完成債務である。

第3. 設問2(2)

1. Aは、課題が膨大であり、止めたいと言い出す生徒が出てきたにもかかわらず、Eが態度を改めないで、債務不履行解除(541条本文)を行ったと主張する。

2. しかし、請負契約は、仕事の完成が目的の契約である。そして、請負人には、事務に関する裁量がある。

そのため、Aのいうように、Eが改めなくとも、Eには授業を行う裁量があるのであるから、債務の本旨に従った履行をしないとき(415条1項本文)とはいえない。

よって、債務不履行解除は認められないので、Aの反論はだたでなし。

3. 以上より、請求3・請求4は認められる。

第4. 設問3(1)

1. 500万円について

(1) Hは、Fに対して、連帯保証契約(454条、446条1項)に基づき、保証債務の履行として500万円の支払いを求める。

これに対して、Fは、保証債務は、時効消滅したため、500万円の支払い債務は消滅したと反論する(166条1項1号)。

(2) 短期消滅時効の起算点は、「債権者が権利を行使することができることを知った時」である。「債権者が権利を行使することができる」とは、権利行使に法律上の制限がなくなったときをいう。

契約②の消費貸借契約(587条)は、弁済期を令和10年4月1日としている。連帯保証契約は、主債務の弁済期に従うのであるから、本件連帯保証契約の弁済期も同日となる。

そして、H・Fは、この弁済期の定めを知って本件連帯保証契約を締結したと考えられる。

したがって、債権者Hは、弁済期経過時点で、権利行使に法律上の制限がなくなることを知っているといえるので、弁済期の時点が「債権者が権利を行使することができることを知った時」となる。

そして、請求5は、令和15年5月10日にされており、「債権者が権利を行使することができることを知った時」から5年が経過している。

したがって、保証契約に基づく保証履行債務は消滅しそうである。

(3) しかし、主たる債務者に対する時効の更新は、保証人に対しても、その効力を有する(457条1項)。保証債務の付従性からの帰結である。

Aは、Hに対して、令和10年6月20日、本件債務の弁済の猶予を求める書面を送付した。

この行為は、債務の存在を自認する行為である「承認」にあたる(152条1項)。

したがって、同日、主債務についての消滅時効は更新される。

よって、主たる債務者に対する時効の更新は、保証人に対しても、その効力を有するから、Fは保証債務の消滅時効を主張することは出来ない。

よって、Fは、Hに対して500万円全額の支払いを拒むことはできない。

2. 100万円について

(1) Fは、丙の売買代金100万分につき、457条3項に基づいて、履行を拒絶すると主張する。

(2) Aは、Hに対して、令和4年8月15日、丙を代金100万円で売却した(555条)。そして、同日、Aは、Hに、丙を引き渡した。

それにもかかわらず、Hは、代金100万円について、支払っていない。

したがって、Aは、Hに対して、同100万円の代金請求権を自働債権として、500万円の貸金請求権と相殺することができる(505条1項本文)。

(3) 主たる債務者Aが、相殺権を有するときにあたるから、保証人であるFは、主たる債務者であるAが相殺によって債務を免れる100万円の限度で、債務の支払いを拒絶できる。

第5. 設問3(2)

1. Aに対して

(1) Fは、主債務者Aから委託を受けずに、連帯保証人となっている。

そこで、462条1項により、459条の2第1項を準用して、求償を考慮する。

(2) Fは、Hに対して300万円を弁済した(473条)。Hは、その余の債務を免除した(509条)。

もっとも、免除に関しては、相対効であるから(458条、441条)、免除の効果は、主債務者Aに対して及ばない。弁済は絶対効である。

したがって、Aは、Fによる300万円の限度で、利益を受けたと言える。

よって、Fは、300万円の限度で、Hに対して求償できる。

2. Gに対して

(1) FとGは、Aの連帯保証人同士である。

そこで、FのGに対する求償は、「各保証人が全額を弁済すべき旨の特約がある」として、465条1項により判断する。

(2) F G間には、内部的負担割合に関する合意はない。そのため、負担割合は、1:1である(427条)。

それぞれ、500万円の主債務については、250万円ずつの負担を負う。

Fは、その負担部分を超える300万円を弁済したから、465条1項の適用がある。

(3) 442条1項を準用して、Fは、支出した財産300万円のうち、負担部分に応じた150万円について求償することができる。

2

以上